呉市監査基準の一部を改正する基準

呉市監査基準(令和2年4月1日実施)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

改正前

(この基準における監査等の範囲及び目 的)

- 各号に掲げるものとし, それぞれ当該各号 に定めることを目的とする。
 - (1) ~ (7) 略

2 略

(リスクの識別と対応)

施する。

(報告等の作成及び提出)

第17条 略

2 · 3 略

- 前に一括して行うものとする。
- 5 監査委員は、決算審査、基金運用審査及 5 監査委員は、決算審査、基金運用審査、 び健全化判断比率等審査

改正後

(この基準における監査等の範囲及び目 的)

- 第3条 この基準における監査等は 次の第3条 この基準における監査等は、 次の 各号に掲げるものとし, それぞれ当該各号 に定めることを目的とする。
 - (1) ~ (7) 略
 - (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作 成した内部統制評価報告書について, 当 該評価が評価手続に沿って適切に実施さ れているか, 内部統制の不備が重大な不 備に当たるかどうかの判断が適切に行わ れているかを審査すること。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は, 監査 第10条 監査委員は,必要に応じて,監査 等の対象のリスクを識別し、そのリスクの 等の対象のリスクを識別し、そのリスクの 内容及び程度を検討した上で、監査等を実 内容及び程度を検討した上で、監査等を実 施する。

(内部統制に依拠した監査等)_

- 第10条の2 前条のリスクの内容及び程 度の検討に当たっては、必要に応じて、内 部統制の整備状況及び運用状況について 情報を集め、判断する。
- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部 統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査 等を実施する。

(報告等の作成及び提出)

第17条 略

2 • 3 略

- 4 前2項の規定による報告及び意見並び 4 前3項の規定による報告及び意見並び に勧告の提出は、直近の議会定例会の開会 に勧告の提出は、直近の議会定例会の開会 前に一括して行うものとする。
 - 健全化判断比率等審査及び内部統制評価

に提出しなければならない。

6 略

(報告等への記載事項)

第18条 略

1号から第5号までの記載事項のとおり 監査等を行った限りにおいて,次の各号に 掲げる監査等の種類に応じて, 重要な点に おいて当該各号に定める事項が認められ る場合にはその旨を, 認められない場合に はその旨を, 及びその他監査委員が必要と 認める事項を記載するものとする。

(1) ~ (6) 略

事項が認められる場合, その内容を監査等 の結果に記載するとともに,必要に応じ て,監査等の実施過程で明らかとなった当

を終了したときは、意見を市長 報告書審査を終了したときは、意見を市長 に提出しなければならない。

6 略

(報告等への記載事項)

第18条 略

2 前項第6号の監査等の結果には、前項第2 前項第6号の監査等の結果には、同項第 1号から第5号までの記載事項のとおり 監査等を行った限りにおいて,次の各号に 掲げる監査等の種類に応じて, 重要な点に おいて当該各号に定める事項が認められ る場合にはその旨

> その他監査委員が必要と 認める事項を記載するものとする。

- (1) ~ (6) 略
- (7) 内部統制評価報告書審査 市長が作 成した内部統制評価報告書について、監 査委員が確認した内部統制の整備状況及 び運用状況, 評価に係る資料並びに監査 委員が行うこととされている監査,検査, 審査その他の行為によって得られた知見 に基づき, 市長による評価が評価手続に 沿って適切に実施されたか及び内部統制 の不備について重大な不備に当たるかど うかの判断が適切に行われているかとい う観点から検証を行い審査した限りにお いて, 内部統制評価報告書の評価手続及 び評価結果に係る記載は相当であるこ
- 3 第1項第6号の監査等(内部統制評価報 告書審査を除く。この項及び次項において 同じ。)の結果には、前項各号に掲げる監 査等の種類に応じて, 重要な点において当 該各号に定める事項が認められない場合 にはその旨その他監査委員が必要と認め る事項を記載するものとする。
- 3 監査委員は、是正又は改善が必要である 4 監査委員は、是正又は改善が必要である 事項が認められる場合, その内容を監査等 の結果に記載するとともに,必要に応じ て,監査等の実施過程で明らかとなった当 該事項の原因等を記載するよう努めるも 該事項の原因等を記載するよう努めるも

のとする。

4 監査委員は、重大な制約等により重要な 6 監査委員は、重大な制約等により重要な 監査等の手続を実施できず,監査又は検査 の結果及び意見を決定するための合理的 な基礎を形成することができなかった場 合には,必要に応じて監査

報告等にその旨、内容及び理由等を記載 しなければならない。

(合議)

第19条 次に掲げる事項については、監査|第19条 次に掲げる事項については、監査 委員の合議によるものとする。

(1) ~ (6) 略

(7) ~ (11) 略

2 · 3 略

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施す

る。ただし、令和元年度の財務監査及び行政 1 この基準は、令和2年4月1日から実施 監査については、なお従前の例による。

のとする。

- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査に おいては, 市長による評価が評価手続に沿 って適切に実施されていないと考えられ る場合及び内部統制の不備が重大な不備 に当たるかどうかの判断が適切に行われ ていないと考えられる場合は, その内容を 記載するものとする。
 - 監査等の手続を実施できず、監査等 の結果及び意見を決定するための合理的 な基礎を形成することができなかった場 合には,必要に応じて監査等の結果に関す る報告等にその旨, 内容及び理由等を記載 しなければならない。

(合議)

- 委員の合議によるものとする。
 - (1) ~ (6) 略
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見 の決定

(8) ~ (12) 略

2 · 3 略

付 則

(実施期日)

する。

(経過措置)

2 改正後の呉市監査基準の規定は、令和2 年度分以降の財務監査及び行政監査につ いて適用し,実施期日以後に行う令和元年 度分の財務監査及び行政監査については, なお従前<u>の例による。</u>

什 則

この基準は、令和4年4月1日から実施する。